

岐阜県看護師特定行為研修支援事業費補助金交付要綱

平成29年8月31日制定
一部改正 医福第335号
令和元年7月29日
令和3年4月1日改正

(総則)

第1条 県は、在宅医療等の推進及び医師の業務負担軽減に向けた取組を促進するため、病院等の開設者等（以下「補助事業者」という。）が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）を受講する看護職員（以下「受講者」という。）を支援する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912第1号厚生労働省老健局長及び保発0912第2号厚生労働省保健局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、次の各号に掲げる全ての事由を満たしているものとする。

- (1) 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号。以下「人材確保促進法」という。）第2条第3項に規定する病院等の開設者等（歯科医業に係るものを除く。）であること。
- (2) 受講者を雇用していること又は人材確保促進法第2条第2項に規定する病院等の看護職員として就業が内定している者であって特定行為研修の受講を希望するもの（以下「受講希望者」という。）がいること。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴

- 力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)を利用して個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、特定行為研修の受講の支援として次の各号(補助事業者が一般病床500床以上の病院の開設者である場合にあっては、第1号)に掲げるものとする。

- (1) 受講者(受講希望者を含む。以下同じ。)に代わって指定研修機関に対して受講に係る経費を支出すること。
- (2) 受講者(当該受講者の業務を補佐するため施設において異動等により配置換えをした看護職員を含む。)の代替として新たに看護職員又は看護補助者(以下「代替職員」という。)を雇用すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

事業区分	補助対象経費	補助金の額
受講経費の支出	支出した申請年度の受講に係る入学金、受講料及び実習費 ただし、補助事業者が病院である場合は、次のとおりとする。 (1) 毎年度2人までの経費を対象とし、受講者2人の特定行為区分が全て同一の場合は、1人分の経費のみを対象とする。 (2) 当該申請年度前に補助金の交付を受けたことのある場合で、受講者の特定行為区分が以前に補助対象となった特定行為区分と同一のときは、対象外とする。	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)と基準額(356千円に受講者数を乗じて得た額)とを比較して少ない方の額
代替職員の雇用	代替職員の人件費(受講者1人分の業務量に相当する代替職員に係る給与、賃金、手当及び法定福利費に限る。)	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)と基準額(594千円に代替職員数を乗じて得た額)とを比較して少ない方の額

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定をする場合に付ける条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更する場合及び補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、当該変更に伴い、補助金の額の変更がない場合又は補助金の額の変更が20%未満の減額である場合は、この限りでない。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、その確定額に相当する額を速やかに知事に報告すること。
 - (5) 前項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額に相当する金額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- 2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合並びに前項第4号の規定により知事に報告する場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の規定による経費の配分の変更の場合 事業経費の配分変更承認申請書(別記第2号様式)
 - (2) 前項第1号の規定による内容の変更の場合 事業内容変更承認申請書(別記第3号様式)
 - (3) 前項第2号の規定による事業の中止又は廃止の場合 事業中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)
 - (4) 前項第4号の規定による報告の場合 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(別記第5号様式)

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する交付申請の取下げができる期間の終期は、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第10条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後

において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第12条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

附 則

この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

別記

第1号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

年度岐阜県看護師特定行為研修支援事業費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 _____ 円
- 2 事業計画書（別紙1－（1）、別紙1－（2）、別紙1－（3））
- 3 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- 4 特定行為研修受講者の履歴書及び在職証明書
- 5 特定行為研修の受講内容が確認できるもの（受講決定通知書の写し等）
- 6 代替職員の雇用が確認できるもの（雇用決定通知書の写し等）
- 7 その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

事業対象経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護師
特定行為研修支援事業費補助金に係る事業の経費の配分を下記のとおり変更したい
ので、岐阜県補助金等交付規則第6条第1号の承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護師
特定行為研修支援事業費補助金について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、
岐阜県補助金等交付規則第6条第2号の承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護師
特定行為研修支援事業費補助金について、下記の理由により事業を中止（廃止）し
たいので、岐阜県補助金等交付規則第6条第3号の承認を申請します。

記

中止（廃止）の理由

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

年度消費税等税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護師特定
行為研修支援事業費補助金について補助金交付要綱第7条第4号の規定により下記
のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要県補助金返還相当額）

金 円

注：参考となる資料（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

年度岐阜県看護師特定行為研修支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る事業が完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 事業実施報告書（別紙2－（1）、別紙2－（2）、別紙2－（3））
- 3 歳入歳出決算（見込）書の抄本
- 4 補助対象経費の受講者への補助を証明する書類
- 5 指定研修機関が発行する研修の修了証の写し（補助対象年度に修了した場合のみ添付）
- 6 代替職員の雇用経費が確認できる書類（給与等支払明細書、会計支出書類等）
- 7 その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

年度岐阜県看護師特定行為研修支援事業費補助金（概算払）交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）のあった
年度岐阜県看護師特定行為研修支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額	金	円
1 確定補助金額（交付決定額）	金	円
2 既受領済額	金	円
3 今回請求額	金	円
4 残額	金	円

【振込先】

金融機関本（支）店名

口座名義人（フリガナ）

普通・当座預金の別

口座番号